

第 29 回社会保障審議会医療保険部会	資 料
平成 19 年 11 月 26 日	2 - 2

社会保障審議会医療部会（11月22日開催）における主な指摘（未定稿）

※いただいた意見を事務局において整理したものである。

1. 地域医療の現状に関する意見

- (1) 平成18年度診療報酬改定の基本方針における「医療政策の方向性」や「4つの視点」を継承するというが、平成18年度とは地域医療の状況が異なるのであるから、地域医療が深刻な状態にあるという現状を十分に踏まえることを明記すべき。
- (2) 地域においては、医療崩壊とも言うべき現象が起こっていることについて、十分認識いただきたい。
- (3) 地域医療の現状を踏まえ、医療について財政上配慮を行っていくべき。
- (4) 医療機関の経営状況については、他の業種の経営状況や、総医療費の伸び等も含めて検証を行うべき。

2. その他の意見

- (1) 生活習慣病罹患者の生活を重視した医療提供については、サラリーマンに限らず、自営業者等についても同様に配慮されるべき。
- (2) DPCの対象病院については、その在り方に関する議論が必要であり、拡大は凍結すべき。
- (3) DPCについては、急性期入院医療の質の向上という意義があるものであり、その拡大を進めていくべき。
- (4) この基本方針において実現される医療については、患者の安心のみならず、納得にもつながるものであることを明記すべき。

3. 参考意見

- (1) 正常妊娠・分娩を保険診療の対象とするか否かについて、他の適切な場でしっかりと議論することとしてはどうか。
- (2) 診療所の医師も、学校保健等様々な業務に従事しているほか、診療時間外の活動を行っていることには十分留意すべき。
- (3) 診療所の医師は日中の診療で多忙であり、夜間への診療時間の延長を進めるための仕組みの検討については慎重であるべき。
- (4) 診療所の開業時間の延長を進めることや、大病院が入院医療の比重を高めていくことなど、診療所と病院の役割分担は重要である。
- (5) 医療提供の総量が大きく変わらない中で、診療所の夜間への診療時間の延長を促す取組を進めた場合に、全日を通じた医療提供に支障を来すことがないか、注視する必要がある。
- (6) 医療ニーズについては、国民にとってのニーズであることを明確にするべき。
- (7) 医療計画に位置づけられる4疾病5事業のうち、がんと脳卒中について特段の記載がなされている理由について、丁寧に説明すべき。
- (8) 医療計画で示された医療の在り方を診療報酬で支援することについて、分かりやすく書くべきではないか。
- (9) 診療報酬について議論がなされる中央社会保険医療協議会には、患者の立場を代表できる委員など、様々な委員により構成されるべき。
- (10) 医療は最終的には国民・患者のためにあるものであるから、診療報酬上の評価に当たっても、その趣旨を十分に留意し、患者本位の視点に立つことを明確にすべき。